

ふるさと納税のポータルサイト手数料の引下げ要請に対する当社の対応について

2026 年 8 月 21 日

株式会社さとふる

株式会社さとふる（以下「当社」）は、2026 年 5 月 22 日に総務省より受けた「ふるさと納税のポータルサイト手数料の引下げについて（要請）」を受け、本日、総務省に対して当社の対応方針を回答いたしました。

当社の考え方および対応について、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、ふるさと納税制度が地域振興や地方創生に資する重要な制度であり、寄附金が地域住民への行政サービスの充実や地域振興のために活用されるべきであるとの制度趣旨について深く理解しており、自治体の費用負担軽減を図るべきところのご指摘についても真摯に受け止めております。

当社は 2014 年のサービス開始以来、物価上昇や人件費、システムライセンス費用等の各種コストが増加する中においても、自治体から受領する基本手数料についてこれまで引き上げを行うことなく、手数料に含まれる受託業務の範囲を継続的に拡充することにより、自治体におけるふるさと納税運営の効率化、及び寄附者・返礼品提供事業者の利便性向上に努めてまいりました。

また、当社はポータルサイトへの掲載・寄附者募集・決済等とあわせて、いわゆる中間事業と呼ばれている返礼品の企画開発や受発注管理業務、サポートセンター運営、物流手配といったふるさと納税運営に必要な各種業務を同一手数料の中で提供しています。これにより、自治体自らが対応する場合、あるいは複数の事業者へ委託する場合と比較して、自治体が負担する費用の縮減に取り組んでまいりました。

さらに、寄附金額の拡大に伴い、安全かつ安定した寄附受付・決済環境を維持するため、サイバーセキュリティの強化、不正利用対策、システム基盤の強化等への継続的な投資を実施してまいりました。これらは、自治体が安心してふるさと納税制度を運営するために必要な基盤であると考えております。

このような取組を進めてまいりましたが、寄附金ができる限り行政サービスの充実や地域振興に活用されるべきとの考え方については当社も同様の認識であり、地域に残る財源を最大化していくことは重要であると考えております。

そのため、自治体の費用負担軽減に向けた具体的な取組として、自治体が独自の寄附募集活動により寄附者を募った寄附に関しては、手数料を 3%に引き下げ、中間事業領域も含めたサービスを提供する新たな料率体系を今後導入いたします。

当社は、今後も制度趣旨及び令和 8 年度税制改正の趣旨を踏まえながら、総務省、自治体及び関係者の皆様との対話を継続し、地域振興と自治体の費用負担軽減、および寄附者・返礼品提供事業者の利便性向上に資する取組を検討・推進してまいります。

手数料の一部引下げについて

概要

既存プランを契約中の自治体が、自らの広報媒体等で募集し発生した寄附を対象として、通常より低い料率体系を適用します。

対象

自治体自らが保有する Web サイト、広報媒体等での募集により発生した寄附。※1

提供サービス

寄附受付、決済、寄附情報管理、自治体向け管理機能、サポートセンター、配送管理、返礼品提供事業者支援（受発注管理等）

料率体系

対象となる寄附について、手数料率を 3%とします。※2

適用開始時期

2027 年 3 月（予定）※3

※1 適用条件の詳細については別途定めます。なお、自治体が利用できるサービスは契約プランに則ります。

※2 当社ふるさと納税サイトへの情報掲載や当社プロモーション等を活用し発生した寄附は、契約プランに応じた手数料率を適用します。

※3 開始時期は現時点の予定であり、変更する場合があります。